

伊那中央行政組合業者指名審査委員会規程

平成10年6月1日

訓令第2号

改正 平成14年8月16日 訓令第5号
平成15年4月1日 訓令第8号
平成18年3月31日 訓令第9号
平成19年2月8日 訓令第1号
平成19年8月31日 訓令第5号

(設置)

第1条 組合が締結しようとする建設工事及び製造の請負、物品及び備品購入等、委託業務他に係る契約の相手方となる業者の指名等について審査するため、伊那中央行政組合業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 委員長 助役
 - (2) 副委員長 事務局長
 - (3) 委員 3人以内とし、各組織市町村の長がその補助機関たる職員のうちから推薦した者をもって組合長が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 落札予定価格（以下「予定価格」という。）2,000万円以上の工事請負の指名競争入札に付する場合の業者の選定に関する事。
- (2) 予定価格300万円以上の建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の業者の選定に関する事。
- (3) 重要な購入物品及び備品等の機種決定に関する事。
- (4) 予定価格300万円以上の物品及び備品等（中央病院で購入する医療に係る物品（以下「医療機器等」という。）を除く。）購入の指名競争入札に付する場合の業者の選定に関する事。
- (5) 予定価格2,000万円以上の医療機器等購入の指名競争入札に付する場合の業者の選定に関する事。
- (6) 予定価格300万円以上の工事請負の随意契約及び予定価格80万円以上の物品（医療機器等を除く。）購入の随意契約による場合の業者の選定に関する事。
- (7) 予定価格300万円以上の医療機器等購入の随意契約による場合の業者の選定に関する事。

ること。

- (8) 第3条第1項第2号に掲げるもの以外で、1件あたりの予定価格が200万円以上の委託業務及び予定価格300万円以上の賃貸借物品(中央病院で委託する業務及び賃貸借する物品(以下「中央病院委託業務等」という。))を除く。)について、指名競争入札に付する場合及び随意契約による場合の業者の選定に関する事。
- (9) 予定価格2,000万円以上の中央病院委託業務等について、指名競争入札に付する場合及び随意契約による場合の業者の選定に関する事。
- (10) その他組合長が特に必要と認めた入札に関する事。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、組合組織市町村及びその職員に対し、資料の提出又は意見を求めることができる。

(幹事)

第5条 委員会に幹事を置き、次の者をもってあてる。

事務局庶務課長、庶務係長、中央病院総務課長、衛生センター所長

- 2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の庶務に従事し、かつ委員会に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

前 文(抄) (平成14年8月16日訓令第5号)

平成14年12月1日から施行する。

前 文(抄) (平成15年4月1日訓令第8号)

平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年2月8日訓令第1号)

この訓令は、平成19年2月8日から施行する。

附 則(平成19年8月31日訓令第5号)

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。